

(案)

資料1 (別紙)

旭川市保健所運営協議会 第3次健康日本21旭川計画策定部会設置要綱

(設置)

第1条 疾病や障害の有無にかかわらず、すべての市民が生涯を通じて健やかで心豊かに生活できるよう、本市の健康づくりに関する基本的方針となる「第3次健康日本21旭川計画」(以下「計画」という。)の策定に当たり、旭川市保健所条例(平成11年旭川市条例第52号)第9条第1項に基づく部会として、旭川市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)に第3次健康日本21旭川計画策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他部会で必要と認めた事項

(組織)

第3条 部会は、原則10人以内で構成する。

2 部会に属する委員(以下「部会員」という。)は、協議会の会長が指名する協議会の委員及び市長が任命する臨時委員とする。

3 部会の設置期間は、計画の策定に関する審議が終了するまでの期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長及び副部会長とともに事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健所健康推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年度の終了をもって効力を失う。